

## 外 貨 定 期 預 金

2021年5月1日現在適用中

1. 商品名	外貨定期預金
2. ご利用いただける方	国内預金取引のある個人および法人のお客さま (外貨定期預金預入時に国内預金取引開始も可能です。)
3. 対象通貨	米ドル、ユーロ、オーストラリアドル、ニュージーランドドル、カナダドルとなります。
4. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1か月、3か月、6か月、1年</li> <li>・ 自動継続方式 (元利継続型・利息受取型) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元利継続型 利息を元金に加えて前回と同一の期間で自動的に継続します。</li> <li>・ 利息受取型 前回と同一の元金・期間で自動的に継続します。</li> </ul> </li> </ul> <p>利息はあらかじめ指定された同じ通貨の外貨普通預金口座、または円の普通預金口座に入金します。</p>
5. 預入方法等	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 預入金額	1千通貨単位以上
(3) 預入単位	1補助通貨単位
6. 払戻方法	原則満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息	
(1) 適用金利	預入時 (自動継続時を含む) の店頭表示の金利を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	満期日に一括してお支払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を原則1補助通貨単位とした1年を365日とする日割計算 (円未満切捨て) により算出します。
(4) 課税方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の方は20.315%の源泉分離課税 (国税15.315%、地方税5%)、法人の方は総合課税 (非課税法人の場合は非課税) が適用されます。</li> <li>・ マル優の取扱いはできません。</li> <li>・ 為替差益への課税 (法人の方) 総合課税 (個人の方) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</li> </ul> <p>(注1) 上記国税には復興特別所得税 (0.315%) が含まれます。平成25年1月1日から令和19年12月31日まで源泉徴収いたします。</p> <p>(注2) 法人の方は、15.315% (国税15.315%のみ。法人にかかる利子割 (預金利息・等から特別徴収する地方税5%) なし) として課税されます。</p>
(5) 金利情報の入手方法	店頭またはホームページ上でご確認ください。
8. 手数料	外貨対価とした預入および払戻しには手数料が必要となります。
9. 付加できる特約事項	預入日より満期日の前営業日まで、いつでも満期日払戻時の相場を確定する為替予約を締結することができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合、中途解約利率は解約日における外貨普通預金の利率を適用させていただきます。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円貨に交換した場合、為替相場の変動によっては「金利+為替差益」で高い利回りが期待できる一方、お預け入れ時の払込円貨額を下回り「為替差損・元本割れ」が生じるリスクがあります。</li> <li>・ お預け入れ時の円貨から外貨預金への換算レートは預入日当日の当行所定の TTS (電信売相場)、お引き出し時の外貨預金から円貨への換算レートは払出日当日の当行所定の TTB (電信買相場) を適用し、それぞれの適用相場に為替手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、TTS と TTB の差 (米ドルの場合は2円) があるため、元本についてはお引き出し時の円貨額がお預け入れ時の払込円貨額を下回ることになります。</li> </ul>

## 外 貨 定 期 預 金

2021年5月1日現在適用中

1 2. 預金保険	本商品は預金保険の対象外となります。
1 3. 指定紛争解決 機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109 または 03-5252-3772